

令和7年度

呉市脱炭素社会推進重点対策加速化事業

住宅用太陽光発電設備等設置費補助金

申請の手引き



太陽光発電設備



蓄電池

注意事項



申請を検討される前に、下記の主な要件をご確認ください。

- ① 固定価格買取制度(FIT)の認定を受ける場合は、**対象外**です。
- ② 導入した太陽光発電設備により発電した電力量の**30%以上**を**自家消費**する必要があります。設備稼働後、**自家消費率が30%未満**の場合は、**補助金を返還**していただくことがあります。
- ③ **個人(申請者)**が自ら所有し、**居住する戸建ての居住専用住宅の屋根**に設置する太陽光発電設備が対象です。
- ④ **令和8年2月27日(金)までに実績報告**を行うことができる事業が対象です。
- ⑤ 補助金の**交付決定前の契約**、**着手**は、**対象外**です。
- ⑥ 本補助金は、**蓄電池だけの導入は対象外**です。太陽光発電設備を既に設置し、蓄電池を新たに導入する場合は、「呉市家庭用蓄電池設置費補助金」をご検討ください。
- ⑦ 蓄電池の価格(工事費込み、消費税抜き)が**1 kWh 当たり 155,000 円以下**のものが対象です。



呉市

補助の概要

1 事業概要

呉市における脱炭素社会を推進するため、市内で住宅用太陽光発電設備（以下「太陽光発電設備」といいます。）及び家庭用蓄電池（以下「蓄電池」といいます。）を設置する市民に対し、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、予算の範囲内において、その経費の一部を補助します。

2 予算額（R7年度）

6,660万円

3 補助金額

太陽光発電設備の補助金額

1 kWあたり7万円
（上限63万円）

+

1 kWあたり2万円
（上限5万円）

※ 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値で計算

※ kW表示の小数点以下は切り捨て

【例】5.5kWの太陽光発電設備の場合

① 1kWあたり7万円 → $5\text{kW} \times 70,000\text{円} = 350,000\text{円}$

② 1kWあたり2万円 → $5\text{kW} \times 20,000\text{円} = 100,000\text{円} \rightarrow 50,000\text{円}$ （上限5万円）

補助金額（①+②）=400,000円

蓄電池の補助金額

蓄電池の価格の1/3
（10kWh相当額を限度）

+

定額5万円

※ 蓄電池の価格は工事費込み、消費税抜き

※ 1,000円未満は切り捨て

【例1】価格（工事費込み、税抜き）100万円・6.5kWhの蓄電池の場合

① $1,000,000\text{円} \times 1/3 = 333,333\text{円} \rightarrow 333,000\text{円}$

② 定額 50,000円

補助金額（①+②）=383,000円

【例2】価格（工事費込み、税抜き）190万円・12.7kWhの蓄電池の場合

① $1,900,000\text{円} \times 1/3 \times 10/12.7 = 498,687\text{円} \rightarrow 498,000\text{円}$ （10kWh相当額を限度）

② 定額 50,000円

補助金額（①+②）=548,000円

4 補助対象者

次の条件のすべてを満たす個人が対象です。

- (1) 実績報告書の提出時点において、市内にある補助対象設備を設置する住宅に居住している方

・市内にある該当住宅の住所と住民票の住所が一致する必要があります。

- (2) 実績報告書の提出時点において、補助対象設備を設置する住宅の所有権を有する方

・該当住宅の不動産（建物）登記事項証明書に所有者として記載されている必要があります。

- (3) 市税の滞納がない方

- (4) 補助対象設備について、当該補助金以外の補助金等を受けていない、若しくは受ける予定がない方

- (5) 呉市暴力団排除条例（平成 24 年呉市条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない方

5 補助対象設備の要件

各要件のすべてを満たす設備が対象です。

共通の要件

- (1) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (2) 各種法令等に遵守した設備であること。
- (3) 商用化され、導入実績がある設備であること。
- (4) 中古設備でないこと。
- (5) リース設備でないこと。
- (6) 既存設備の置換や増設でないこと。
- (7) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

太陽光発電設備の要件

- (1) 個人（申請者）が戸建ての居住専用住宅の屋根に設置するものであること。

・該当住宅の不動産（建物）登記事項証明書の種類が「居宅」となっている住宅が対象です。

※アパートやマンション等の共同住宅は対象外となります。

※店舗や事務所等との併用住宅（兼用住宅）は対象外となります。

- (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 1 kW 以上 10kW 未満の設備であること。

- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号：省エネ特措法）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定を取得しないこと。

- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること。

- (5) この補助金により導入する太陽光発電設備で発電した電力量の 30%以上を、当該設備を設置する住宅の敷地内で自ら消費すること。

・設備稼働後、発電量や自家消費率等を 5 年間報告していただきます。自家消費率が 30%に達しない場合は、補助金の返還を求めることがあります。

- (6) 省エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定め

る遵守事項等に準拠すること。

※このほか、上記の「共通の要件」を満たすものであること。

蓄電池の要件

- (1) この補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- (2) 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電する設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提としたものであること。
- (3) 導入価格（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）が **1kWh 当たり 125,000 円以下**となるよう努めること。ただし、その適否を販売事業者を確認等しても困難と認められる場合は、1kWh 当たり **155,000 円を上限**とすることができる。この価格を算出する際は、kWh 表示の小数点第2位以下を切り捨てた値を用いること。
- (4) 据置型（定置型）であって、原則としてアンカーボルト等で固定された設備であること。
- (5) 家庭用蓄電池（20kWh 未満）であること。
- (6) 5ページの「蓄電池の仕様」をすべて満たすものであること。

・設置する太陽光発電設備と蓄電池の製造事業者が異なる場合、蓄電池について、製造事業者から10年以上の保証書が発行されない場合があります。実績報告時に保証書の写しの提出が必要となるため、製造事業者から10年以上の保証書が確実に発行されることを確認してください。製造事業者以外から発行された保証書は認められませんので、ご注意ください。

※ このほか、上記の「共通の要件」を満たすものであること。

6 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助対象設備の設置に要する費用のうち、6ページの表に規定する費用が対象です。

【蓄電池の仕様】

1 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(1) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

【表示例】「初期実効容量 X.XkWh（JEM1511による）」

(2) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(3) 出力可能時間の例示

ア 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

イ 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(4) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ることについて対象機器の添付書類に明記されていること。

(5) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(6) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、対象機器の添付書類に明記されていること。

3 蓄電池部安全基準

(1) 「JIS C 8715-2」又は「IEC 62619」の規格を満足すること。

(2) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

「JIS C 4412」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1若しくは「JIS C 4412-2」※の規格も可とする。

※「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

4 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量1.0kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

5 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

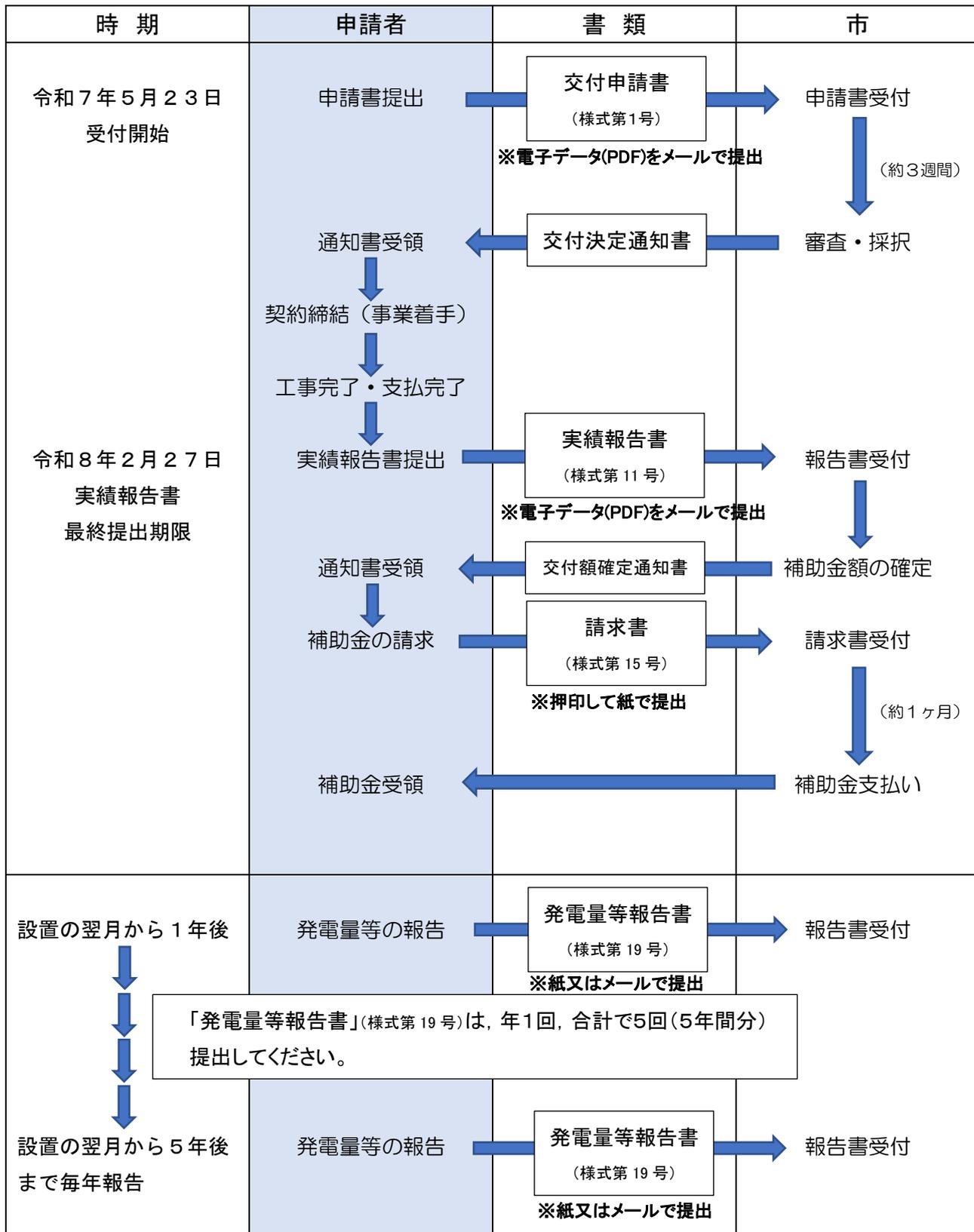
※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

【補助対象経費】

区分	費目	細分	内容
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬，調整，据付け等に要する経費
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費，保管料を含む）
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道，光熱，電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費，労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約，協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬，移動に要する費用 ② 準備，後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理，安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で，労務管理費，水道光熱費，消耗品費，通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与，法定福利費，修繕維持費，事務用品費，通信交通費
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用（必要最小限度の範囲で，本工事費に準じて算定すること）
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用，小運搬用その他工事用機械器具の購入，借料，運搬，据付け，撤去，修繕及び製作に要する経費
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査，測量，基本設計，実施設計，工事監理及び試験に要する経費

7 手続の流れ



交付申請

1 申請の受付期間

令和7年5月23日（金）から11月28日（金）まで（先着順）

- ・補助金交付予算額がなくなり次第、受付を終了します。
※予算残額はホームページに公表しますので、申請前にご確認ください（電話でのお問い合わせはご遠慮ください）。
- ・申請書類に不備があった場合は受け付けできません。不備がある場合は、全ての書類が不備なく揃った日での受付となります。
- ・受付を終了した日に複数の申請書を受け付けた場合、抽選で受け付ける順番を決定します。
- ・令和8年2月27日（金）までに実績報告を行うことができない事業は受け付けできません。
そのため設置工事については令和8年1月末までに完了する計画としてください。

●受付場所：呉市環境政策課へ電子メール送信

- ・令和7年度から呉市は、文書の取り扱いを電子データで行うことになりましたので、窓口を持参又は郵送されていた申請書は、添付書類を含めて原則として電子データ（PDF）をメールで送信していただく方法に変更となります。
※申請書を提出される際は、申請書と添付書類を1個のPDFデータ（10MB以下）に整理していただき、個人情報保護のためデータにパスワードを設定して送信してください。パスワード設定が可能な圧縮形式のデータに変換したものでも構いません。
- ・事前確認のために紙の申請書及び添付書類を環境政策課の窓口（本庁7階）に持参又は郵送していただくことは可能ですが、正式な申請書受付にはなりませんので注意してください。
- ・申請書を持参、郵送、電子メールで送信する場合は、事前に環境政策課に電話連絡（0823-25-3301）をお願いします。
- ・電子メール：kansei@city.kure.lg.jp
※メールのタイトルに「脱炭素補助金申請（申請者氏名）」の文字列を入れてください。
- ・郵送先：〒737-8501
呉市中央4丁目1番6号
呉市 環境部 環境政策課 「脱炭素補助金」担当 宛

●受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

- ・開庁時間外（午後5時15分以降や閉庁日）に届いた電子データ（PDF）の申請書類は、翌開庁日の取り扱いとなります。

2 提出書類

（1）交付申請書（様式第1号）

【住宅区分】

- ・登記簿の名義が既に申請者の名義となっている場合は、**既存住宅**の区分で申請してください。
- ・区分が**新築住宅（建売住宅を含む）**の場合は、**建物の建築工事又は売買に関する契約書等**を添付してください。

【事業着手予定日】

・事業着手予定日は交付決定後となるように設定してください。通常、受付（書類が不備なく揃った日）から交付決定まで、審査に3週間程度の時間を要しますので、交付決定までの期間を考慮した着手予定日としてください。

※受付開始当初（5月下旬～6月初旬）については、申請が集中することが予想されますので、受付から交付決定までの期間を1ヶ月以上考慮してください。

・契約の締結は事業着手とみなします。交付決定前の事業着手は、補助対象外となりますのでご注意ください。

【工事予定期間】

・工事予定期間の終期は、令和8年1月31日以前となる計画としてください。

・工事予定期間の終期が、令和7年12月1日以降となる計画の場合は、申請書に工程表（スケジュール）を添付してください。工程表はメーカーや施工業者等に次の項目などについて確認のうえ、作成してください。

①設置する設備の納品時期（在庫はあるか、特殊品ではないか）

②工事予定日（人員や資材は確保できているか）

③電力会社との手続きスケジュール（手続開始、受給開始及び書類発行等の予定日）

④保証書に関する手続きスケジュール（手続開始、保証開始及び書類発行等の予定日）

⑤登記スケジュール（申請時に不動産登記事項証明書を添付できない者に限る）

【事業完了予定日】

・補助対象設備の支払完了予定日、保証開始予定日又は電力会社の受給開始予定日のいずれか遅い日

【実績報告予定日】

・事業完了予定日から30日以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日

（2） 補助対象設備の設置に係る見積書

・施工業者や販売会社等の選定に当たっては、複数者から見積書を取るなど、比較を行うよう努めてください。

・見積書は原本を提出してください。

※日付や会社印の押印がない場合は、記入・押印を依頼してください。

（3） 見積書の内訳書（様式第2号）

・見積書の内訳書の作成にあたっては、見積書の作成者である施工業者や販売会社等に作成を依頼してください。

・内訳書には、会社名の記載と会社印の押印が必要です。

・蓄電池の単価については、国の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領」及び本補助金の交付要綱において1kWh当たり125,000円以下となるよう努めることとし、これが困難と認められる場合に155,000円を上限とすることができるとしてありますので、困難な場合は、その理由を具体的に記入してください。

(4) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図並びに設置工事着手前の現況写真

①【住宅付近の見取図】

・付近の見取図（1/500程度）に、設備を設置する住宅を示してください。

②【設備の設置場所】

(1) 住宅の形と玄関の位置を明示した住宅平面図に、方角と設備（太陽光モジュール、パワーコンディショナー、蓄電地）の設置予定場所を示してください。

(2) 屋内にパワーコンディショナーや蓄電地を設置する場合は、住宅の形に屋内の大まかなレイアウトを記載し、設置予定場所を示してください（上記(1)と兼用可）。

(3) 太陽光モジュールについては、配置図を作成し、モジュールの枚数が数えられるよう、通し番号を振ってください（上記(1)と兼用可）。実績報告時には、申請時の通し番号と同じ配列で設置後の写真に通し番号を記入してください。

※住宅竣工時の図面に書き込んだものでも構いません。

※手書きで作成したものでも構いません。

※設置場所を申請時から変更する場合は、実績報告時に上記の図面に変更になった旨を記載し、変更後の設置場所を追記したものを提出してください。

③【現況写真】

次の写真を提出してください。

(1) 住宅全景

・複数の方向・角度から撮影したもの

(2) モジュール設置予定の屋根（上記(1)と兼用可）

・屋根が複数面写っている場合は、設置予定の屋根面を示してください。

・住宅の配置や構造上の理由により撮影が困難な場合は、屋根自体の写真は不要としますが、撮影が困難と判断できるような写真に撮影困難な説明を付して提出してください。

(3) パワーコンディショナー・蓄電池設置予定場所（上記(1)と兼用可）

・設置予定場所の壁面などを、できるだけ広角に撮影したもの

※実績報告時には、設備の設置前と設置後の写真が両方必要となりますので、設置前の写真を撮り忘れることのないようご注意ください。

※写真はカラーで最近撮影した鮮明なもの、サイズはL判以上としてください。

※web上の画像を印刷したものは認められません。

(5) 補助対象設備の仕様等が確認できる書類

・次の仕様等が確認できる資料（カタログ・パンフレットなど）の写し

【太陽電池モジュール】

メーカー名 型式 公称最大出力 外観

【パワーコンディショナー】

メーカー名 型式 定格出力 外観

【蓄電池】

メーカー名 型式 蓄電容量 外観

※資料の写しは該当ページだけでも構いませんが、資料が特定できるよう表紙と裏表紙は省か

ないでください。

※型式や数値をアンダーラインや○囲いで強調するなど、該当箇所が分かるようにしてください。

※資料を複写する際は、白黒（モノクロ）で行い、なるべく縮小しないでください。

(6) 補助対象設備の発電電力消費量計画書（様式第3号）

・補助対象設備を設置する住宅の電力需要量を考慮し、ゆとりを持って**自家消費率が30%を超える計画**としてください。太陽光発電設備の**適切な規模**や**蓄電池の同時導入**を検討してください。

・設備稼働後、発電量や自家消費率等を5年間分、報告していただきます。自家消費率が30%に達しない場合は、**補助金の返還**を求めることがあります。

・計画書の②「年間発電量【見込み】」について、月別の推定発電量を別紙で示してください。

・計画書の③「自家消費量」について、算出の考え方を別紙で示してください。

※太陽光発電設備が発電する時間帯の自家消費量及び蓄電池を設置する場合は、その消費量も含めてください。

※自家消費率から自家消費量を算出する場合は、自家消費率の引用元（メーカーや販売店等のこれまでの実績からの引用でも構いません。）に言及してから説明してください。

※電気使用量と発電量の比較（使用量 \geq 発電量）だけをもって、自家消費率を100%とし、発電量＝自家消費量とすることは認められません。自家消費率を100%とする場合は、発電する全ての時間帯において使用量が発電量を上回ることや、余剰分を蓄電池に蓄電する場合であっても夜間に使用する量などについて言及してください。

(7) 誓約書（申請者用・事業者用）（様式第4号・様式第5号）

・（申請者用）項目を確認し、申請者本人が自署してください。

・（事業者用）施工業者等に記入・押印(会社印)を依頼してください。

※誓約書については、申請者用と事業者用の両方を提出してください。

(8) 補助対象設備を設置する住宅の不動産登記事項証明書（申請時に当該住宅を所有する者に限る。）

・補助申請者と住宅所有者が同一であることが要件です。

・発行から3月以内のもの

・申請時に登記簿を添付できない場合は、申請書にその理由を記載の上、実績報告時に提出してください。

・登記簿の種類が「**居宅**」となっていることを確認してください。

※「**居宅・店舗**」や「**居宅・事務所**」等の併用住宅は対象外です。

(9) 同意書（様式第6号）（申請時に当該住宅を所有し、当該住宅を申請者と共同で所有する者がいる場合に限る。）

・設置する住宅を複数人で共同所有している場合は、申請者以外の所有者全員の同意書を添付してください。

- ・申請時に所有権が確定していない場合は、実績報告時に提出してください。

(10) 世帯全員の住民票の写し

- ・補助対象設備を設置する住宅の住所と住民票の住所が同一であることが要件です。
- ・世帯全員のもので、本籍・筆頭者、個人番号（マイナンバー）、住民票コードを省略したもの。
- ・外国人住民の方は、中長期在留者・特別永住者等の区分、在留資格は省略しないでください。
- ・発行から3月以内のもの。
- ・補助設備の設置場所と申請時の住民票の住所が違う場合は、申請書にその理由を記載の上、実績報告時に再度、住民票（補助対象設備を設置した住宅の住所に住所変更したもの）を提出してください。
- ・住民票の写しをスキャナー等でPDFに変換する際に「複写」という文字が背景に表示されますが、必ず表示される仕様となっていますので、そのまま添付書類としてください。

(11) 委任状（様式第20条）（手続を第三者に委任する場合に限る。）

- ・申請者ご本人による対応が難しい場合は、あらかじめ販売店等に委任状を提出してください。
※申請書や実績報告書の修正のため、日中の連絡や来庁が必要となる場合があります。また、ある程度の専門知識が必要となります。

(12) その他

【申請時の注意事項】

- ・各種手続き、設置工事及び支払いを終え、令和8年2月27日（金）までに、実績報告書類（保証書等含む）が不備なく提出できるように余裕を持って申請してください。
※メーカーの保証書発行及び電力受給契約のお知らせの通知に想定以上の期間を要する事例が多いようです。申請前に必ずメーカー及び電力会社に確認し、保証書の発行期間等を考慮したスケジュールを組んでください。
- ・申請等に必要な様式等は環境政策課のホームページからダウンロードしてください。
- ・申請書類の訂正は、修正液等を使用せず、二重線で訂正してください（訂正印は不要）。
- ・申請書類を電子データ（PDF）に変換する際、データ容量を10MB以下に収めるため、押印のある文書と現況写真はカラーで作成し、その他の書類（カタログ、パンフレットを含む。）は白黒で作成してください。
- ・その他、Q&A（随時更新予定）や補助金交付要綱を確認の上、申請してください。

3 交付決定

提出された交付申請書を審査し、交付決定又は不交付決定を申請者に通知します。

- ・申請書類等に不備がない状態で受付から交付決定まで概ね3週間程度時間を要します。
※受付開始当初（5月下旬～6月初旬）については、申請が集中することが予想されますので、受付から交付決定までの期間が1ヶ月を超える場合があります。
- ・契約の締結は事業着手とみなします。交付決定前の事業着手は、補助対象外となりますのでご注意ください。

事業実施

1 補助事業の着手

交付決定通知を受けてから、補助事業に着手してください。

- ・契約の締結は、事業着手とみなします。
- ・交付決定日前に契約を締結した場合は**補助対象外**となります。
- ・実績報告時に契約書の写しの提出が必要となるため、交付決定日以後の契約日となるよう、ご注意ください。

2 補助対象事業の内容変更・中止

交付決定の通知後に補助事業の内容を変更又は中止しようとするときは、「計画（変更・中止）承認申請書（様式第9号）」に必要書類を添付して提出してください。その際、申請書と添付書類を1個のPDFデータ（10MB以下）に整理していただき、個人情報保護のためデータにパスワードを設定して電子メールで送信してください。パスワード設定が可能な圧縮形式のデータに変換したものでも構いません。

また、補助事業が予定の期間内に完了しないため、完了予定日を変更しようとするときは、速やかに市に報告してください。

- ・申請した補助対象設備を変更する場合は、「計画（変更）承認申請書」を提出してください。
※計画の変更により、補助金交付予定額を増額することはできません。それぞれの設備について、交付決定通知書記載の交付予定額が上限となります。
- ・事業の着手や完了の目処が立たないときは、速やかに、「計画（中止）承認申請書」を提出してください。
- ・令和6年度以降に、交付決定後、事業を中止（取り消し含む）した場合、本補助金に再度の申請は原則できませんので、ご注意ください。

●提出先：呉市環境政策課へ電子メール送信

電子メール：kansei@city.kure.lg.jp

※メールのタイトルに「脱炭素補助金申請（申請者氏名）」の文字列を入れてください。

実績報告・補助金請求

1 補助金の実績報告

申請者は、補助対象事業が完了した場合は、「実績報告書（様式第11号）」に必要書類を添付して提出してください。その際、実績報告書と添付書類を1個のPDFデータ（10MB以下）に整理していただき、個人情報保護のためデータにパスワードを設定して電子メールで送信してください。パスワード設定が可能な圧縮形式のデータに変換したもので構いません。

- ・事前確認のために紙の報告書及び添付書類を環境政策課の窓口（本庁7階）に持参又は郵送していただくことは可能ですが、正式な報告書受付にはなりませんので注意してください。
- ・報告書を持参、郵送、電子メールで送信する場合は、事前に環境政策課に電話連絡（0823-25-3301）をお願いします。
- ・電子メール：kansei@city.kure.lg.jp
※メールのタイトルに「脱炭素補助金申請（申請者氏名）」の文字列を入れてください。

2 実績報告書の提出期限

補助事業が完了した日から30日を経過する日又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日

3 提出書類

(1) 実績報告書（様式第11号）

【事業着手日】

- ・交付決定日以降の事業着手した日
※契約の締結は事業着手とみなしますので、契約日付で構いません。

【事業完了日】

- ・補助対象設備の支払完了日、保証が開始された日又は電力会社の受給開始日のいずれか遅い日

(2) 補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し

- ・契約日が交付決定日以降であることを確認してください。
- ・契約書に【お客様控え】と【会社控え】がある場合は、特段の事情がないかぎり【お客様控え】の契約書の写しを提出してください。
- ・注文請書の場合は、注文請書と注文書の両方の写しを提出してください。
- ・領収書の宛名は、申請者のフルネームで作成を依頼してください。
- ・領収書の金額に、補助対象設備以外が含まれる場合は、太陽光発電設備分や蓄電池分が含まれていることが分かるように明記してください。

(3) 領収書の内訳書（様式第12号）

- ・領収書の内訳書の作成にあたっては、領収書の作成者である販売店や施工会社に作成を依頼してください。
- ・内訳書には、会社名の記載と会社印の押印が必要です。

(4) 補助対象設備の保証書の写し（製造事業者が発行したもの）

- ・製造事業者（メーカー）が発行したもの
- ・保証開始日が確認できるもの
- ・蓄電池については保証期間が10年以上あるもの

(5) 補助対象設備の設置状況を把握できる写真

- ・設置箇所を申請時の予定箇所から変更した場合は、申請時の図面に変更になった旨記載し、変更後の設置箇所を追記したものを提出してください。
- ・写真はカラー、サイズはL判以上としてください。

【住宅全景】

- 設置工事開始以降に撮影したもの

【太陽光モジュール】

- 遠景（上記【建物全景】と兼用可、撮影不可能な場合は省略可）
- 近景（設置前と設置後の写真）
 - ・設置前後で比較できるように、できるだけ同じアングルで撮影したもの
 - ・全てのモジュール（枚数が数えられるように。複数枚に分割可）
 - ・通し番号を記入（できるだけ申請時の通し番号と同じ配列で記入）

【パワーコンディショナー】

- 遠景（広角に撮影したもの、上記【住宅全景】と兼用可）
- 近景（設置前と設置後の写真）
 - ・設置前後で比較できるように、できるだけ同じアングルで撮影したもの
- 設備本体に貼付されている銘板（型式や製造番号が確認できるもの）

【蓄電池】

- 遠景（広角に撮影したもの、上記【パワーコンディショナー】の遠景と兼用可）
- 近景（設置前と設置後の写真）
 - ・設置前後で比較できるように、できるだけ同じアングルで撮影したもの
- 設備本体に貼付されている銘板（型式や製造番号が確認できるもの）
- 固定部分の近景（写真から固定方法の判断が困難な場合は、固定方法を記載）

(6) 電力会社との契約や協議結果を確認できる書類の写し

【余剰電力を売電する場合】

- ・売電契約書の写し など
- ※中国電力株式会社の場合は「電力受給契約のお知らせ」が該当

【余剰電力を売電しない場合】

- ・（逆潮流させないことを確認した）施工証明書の写し など

(7) 蓄電池の仕様を確認するための書類（様式第13号）（蓄電池を設置する場合のみ）

- ・申請者確認欄に必要事項を記入してください。
- ・様式第13号の仕様番号をそれぞれ確認できる資料（取扱説明書・保証書・カタログなど）の

写しを添付してください。

- ・写しは該当ページだけでも構いませんが、資料が特定できるよう表紙、裏表紙はなるべく省かないでください。
- ・添付資料には、それぞれ仕様番号を記載するとともに、該当箇所をマーカーで塗るなど分かりやすく作成してください。
- ・仕様番号4-1の「メーカー保証」の添付書類については、(4)の提出書類と同一ですので、(7)の添付書類としては省略しても構いません。

(8) 太陽光発電設備と直接関係していることを確認できる書類（蓄電池を設置する場合のみ）

- ・電気系統図や結線図などの写し。該当箇所をマーカーで塗るなど分かりやすくしてください。
 - 対象住宅の図面であることが分かること
 - 太陽光発電設備と蓄電池の記載があること

(9) その他

4 補助金額の確定

提出された交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定して申請者に通知します。

5 補助金の請求・交付

申請者は、額の確定通知を受けた後、「請求書（様式第15号）」に記名押印のうえ、必要書類を添付して環境政策課（本庁7階）へ持参又は郵送で提出してください。

市は、これに基づき補助金を交付します。

- ・申請者と補助金受取口座名義人が同一である必要があります。
 - ・請求から交付まで、概ね1ヶ月程度時間を要します。
- ※請求書は、電子メールでは受付していませんので注意してください。

※郵送の場合：〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号
呉市 環境部 環境政策課
「脱炭素補助金」担当 宛

補助対象事業終了後

1 発電量等の報告

申請者は、補助金受領後、補助対象設備により発電された電力量や自家消費量等について、年1回、計5回（5年間分）、「発電量等報告書（様式第19号）」で市に報告してください。

●報告対象期間：設置年月の翌月から1年間（1回目）

- ・ R 8年1月に設置の場合、
 - 1回目：R 8年2月～R 9年1月の1年間
 - 2回目：R 9年2月～R 10年1月の1年間
 - 3回目：R 10年2月～R 11年1月の1年間
 - 4回目：R 11年2月～R 12年1月の1年間
 - 5回目：R 12年2月～R 13年1月の1年間
- ・ 6回目以降の報告は原則不要ですが、不定期で報告を求めることがあります。毎年の発電量等については、**法定耐用年数を経過するまでの期間**は実績を記録し、保管してください。

●報告期限：報告対象期間終了から2か月以内に提出してください。

- ・ R 8年1月に設置の場合、1回目（R 8年2月～R 9年1月分）の報告は、R 9年3月末日までに提出してください。

●提出先：呉市環境政策課（本庁舎7階）へ持参又は郵送、若しくは電子メール送信

※郵送の場合：〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号
呉市 環境部 環境政策課
「脱炭素補助金」担当 宛

※電子メール：kansei@city.kure.lg.jp

メールのタイトルに「脱炭素補助金報告（氏名）」の文字列を入れてください。

※報告書を撮影した写真を添付したメールでも構いません。

※ 自家消費率が30%未満の状態が継続した場合は、補助金を返還していただく可能性があります。

2 取得財産の管理義務・処分等の制限

申請者は、補助事業により取得した財産を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければなりません。

また、法定耐用年数の期間内において、補助事業により取得した補助対象設備を財産処分等[※]するときは、あらかじめ「財産処分等承認申請書（様式第17号）」を提出し、市の承認を受ける必要があります。

※ 財産処分等とは、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、破棄し、又は担保に供することをいいます。

3 関係書類の保管義務

補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間、保存してください。

※補助申請に関して販売店等に委任した場合は、申請書及び添付書類等の控えを必ず受け取って保管しておいてください。

4 環境価値の取引の制限

法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果（環境価値）について、Jクレジットの登録を行わないでください。

【法定耐用年数】

太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年

【問い合わせ先】

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号（市役所7階）

呉市 環境部 環境政策課 脱炭素推進グループ

TEL 0823-25-3301 FAX 0823-32-1621